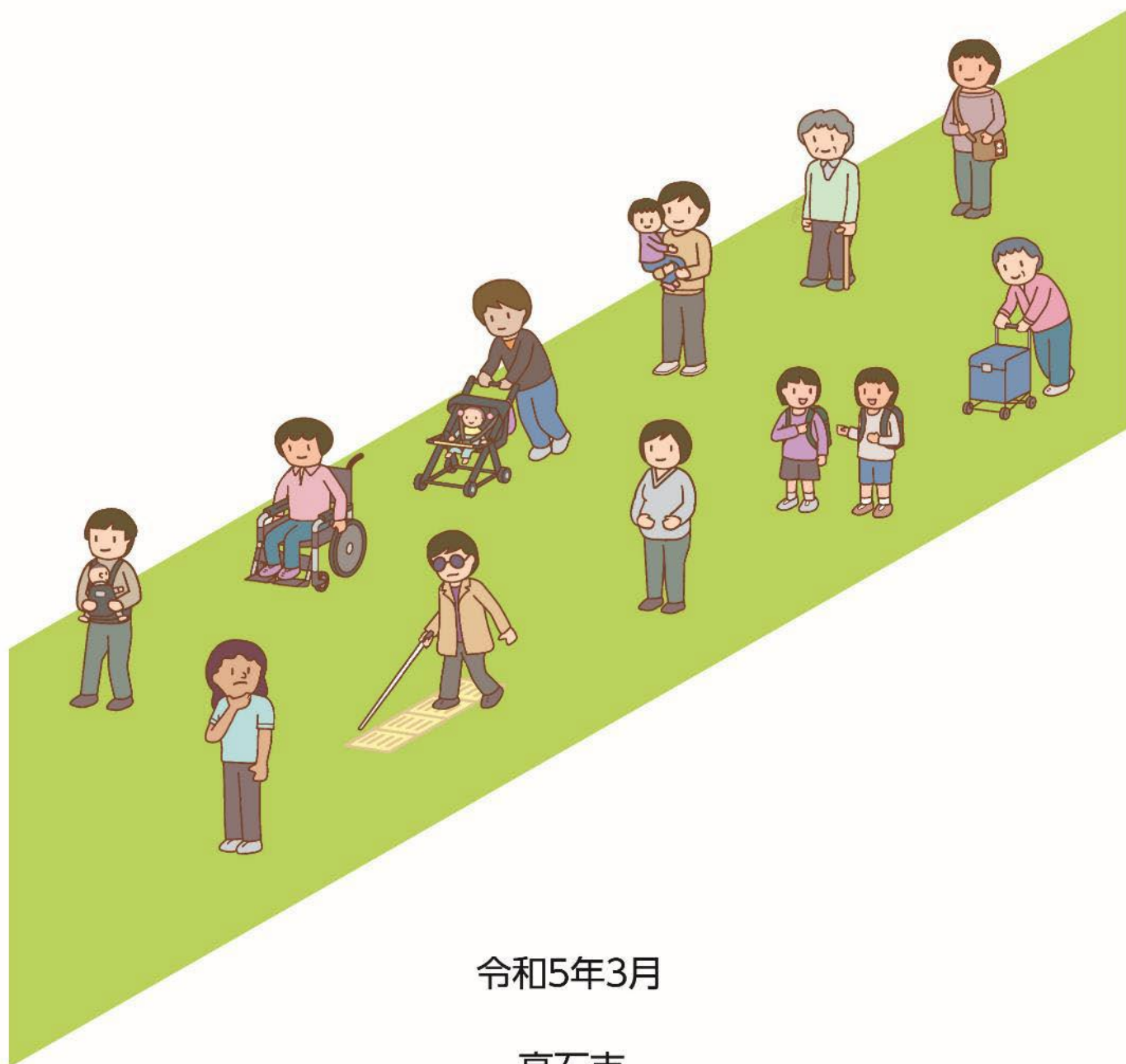

羽衣駅・高師浜線周辺地区

バリアフリー基本構想



令和5年3月

高石市

羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想

目次

はじめに	1
1. 背景	1
2. 羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想について	4
第1章 現状の整理	5
1-1 高石市の概要	5
1-2 上位計画・関連計画	9
1-3 公共交通の状況	16
第2章 羽衣駅・高師浜線周辺地区の現状	20
2-1 羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の進捗状況	20
2-2 鉄道駅のバリアフリー状況	25
第3章 高石市のバリアフリー基本方針	26
3-1 バリアフリー基本方針	26
3-2 バリアフリーの整備方針	27
3-3 心のバリアフリーの推進	28
3-4 高石市全体における地区の位置づけ	30
第4章 重点整備地区の設定	31
4-1 重点整備地区（優先順位の高い地区）の設定	31
4-2 地区のバリアフリーに関する現状把握	32
4-3 生活関連施設について	38
4-4 生活関連経路について	40
第5章 特定事業に関する事項	43
5-1 公共交通特定事業	43
5-2 道路特定事業	44
5-3 交通安全特定事業	45
5-4 教育特定事業	45
5-5 その他の事業	45

はじめに

1. 背景

(1) バリアフリー法について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年12月施行）（以下、バリアフリー法という）は、高齢の方や障がいのある方も、自立した日常生活や社会生活が送れるように、鉄道駅や道路、公園、施設等の移動や利用について、利便性や安全性の向上（以下、移動等円滑化という）を図ることを目的に、平成18年12月に施行されました。

本市においては、駅や公的施設へのアクセス道路及び駅舎内などの安全性・利便性の向上を図るため、南海本線・高師浜線連続立体交差事業に合わせて駅周辺整備を行う中で、羽衣駅周辺のバリアフリー基本構想（平成25年7月）を策定し、基本構想に位置づけた特定事業者（各施設、道路などの管理者等）が施設のバリアフリー化を進めてきました。

全国的に高齢化が進展している中、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められています。また障がいの有無にかかわらず、同じように生活し活動する社会をめざす、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現が求められています。国は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）」において、行政機関等及び事業者は社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自らの設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとされました。また、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年12月施行）」において、障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、ユニバーサル社会の実現に向け、一体的に推進するために必要な事項が定められました。

このような背景の中、平成30年5月にバリアフリー法が改正され、「社会的障壁の除去」、「共生社会の実現」に資することが、基本理念として明確化されました。また令和2年5月のバリアフリー法の改正では、バリアフリーに関する理解を深めるために、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業の位置づけが可能となりました。

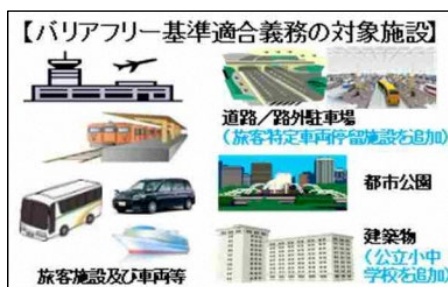
国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の促進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項

国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し情報提供、優先席・車いす用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供方法に関するソフト基準の遵守（新設は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）



地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進
- ・定期的な評価・見直しの努力義務

当事者による評価

- ・高齢者、障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の発展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

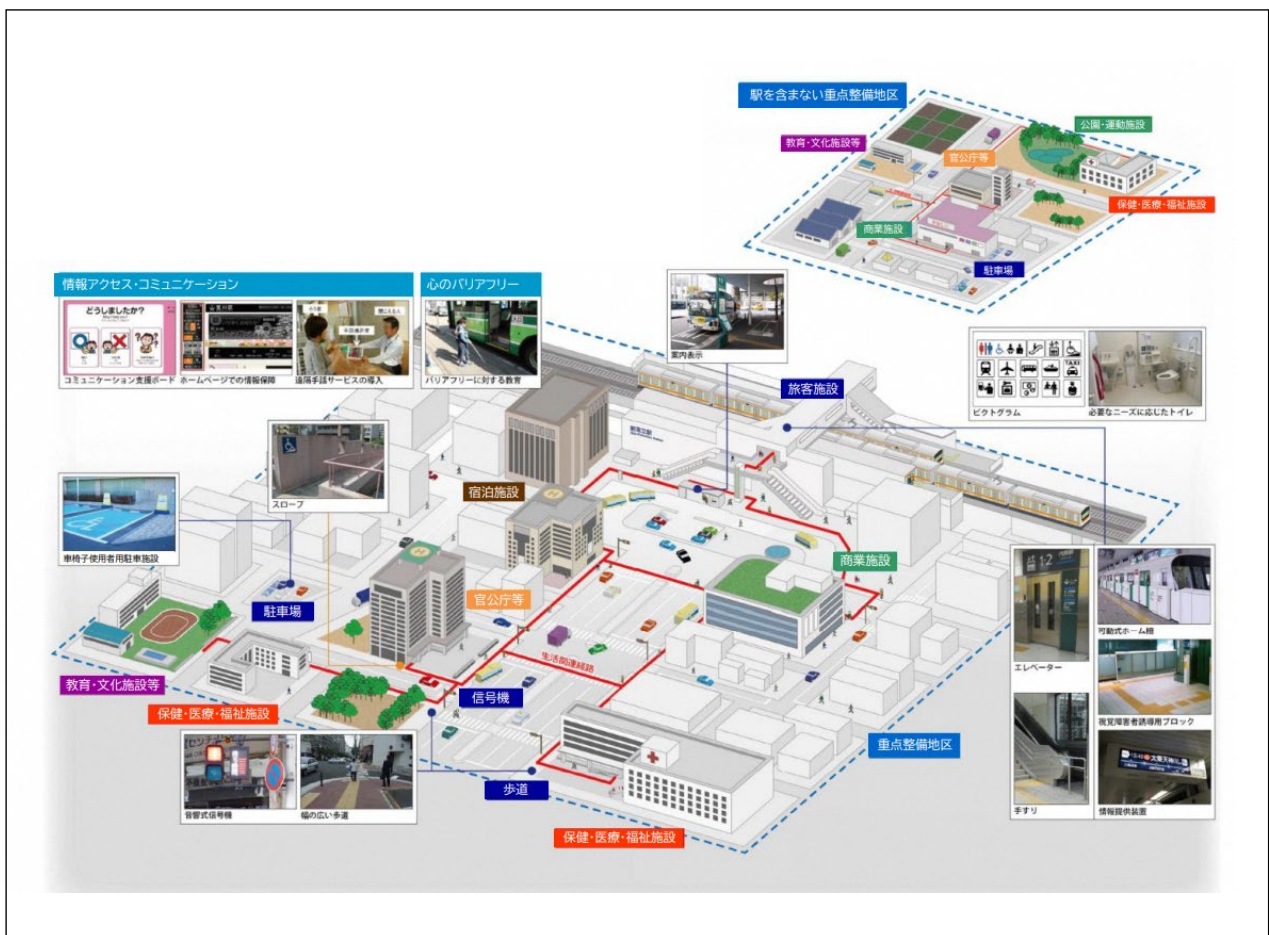
図 序－1 バリアフリー法の概要

(2) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積している地区において、公共公益施設、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画です。

基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリーが可能となります。また、既存施設についても本構想に位置づけた特定事業についてはバリアフリー整備の義務化の対象となります。

<参考>国土交通省：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の作成に関するガイドラインの改訂について（令和3年2月）



引用：国土交通省 HP

2. 羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想について

(1) 目的

本市では、平成25年7月に羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅や道路改良等を特定事業に位置づけ、バリアフリー化を進めてきました。

基本構想策定後、南海本線・高師浜線連続立体交差事業や羽衣駅前地区第一種市街地再開発事業が進捗し、羽衣駅、高師浜線周辺地区の環境も変容しました。またバリアフリー法が改正されたことを踏まえ、羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の見直しと、区域を拡大した羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想を策定します。

(2) 位置づけ

羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想は、関連法令に基づき、本市の上位・関連計画とも整合を図ります。

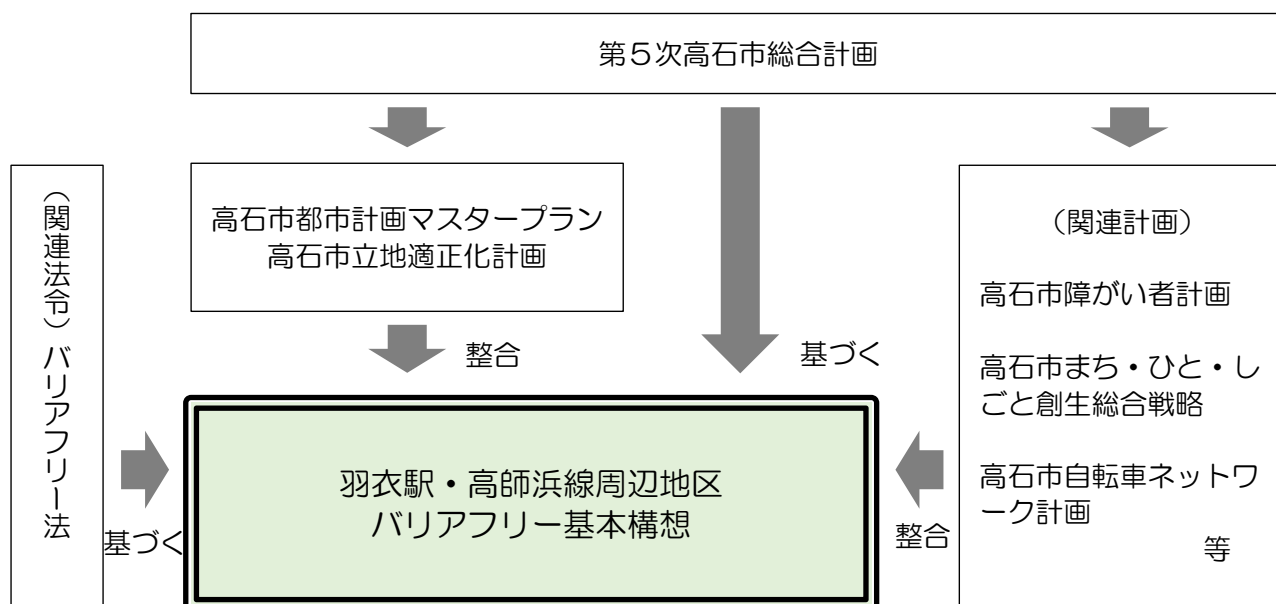


図 序-2 バリアフリー基本構想の位置づけ

(3) 計画期間

本基本構想における計画期間は以下のように設定します。

◎計画期間:令和5年度~令和14年度

第1章 現状の整理

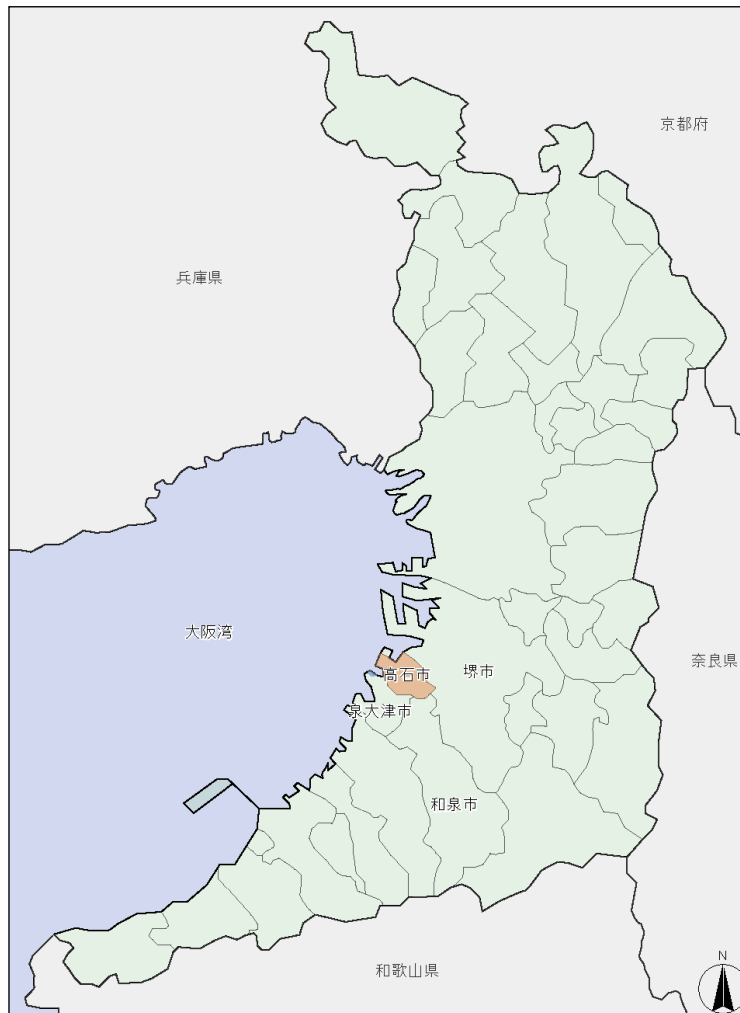
1-1 高石市の概要

(1) 位置と地勢

本市は大阪府の南部に位置し、西は大阪湾、北と東は堺市、南は和泉市及び泉大津市に面しており、東西約6.1km、南北約4.1km、面積約11.30km²というコンパクトな市域です。

南海本線、JR阪和線等の鉄道と国道26号、阪神高速道路大阪湾岸線等の道路で周辺市と結ばれ、大阪市中心部と関西国際空港のいずれにも約30分で到達できる交通至便な立地にあります。

地形は、大きく内陸部と臨海部に分かれています。山や丘陵等がない平坦地です。また、浜寺水路沿いに浜寺公園等の緑空間があり、内陸部には芦田川や王子川等が流れています。



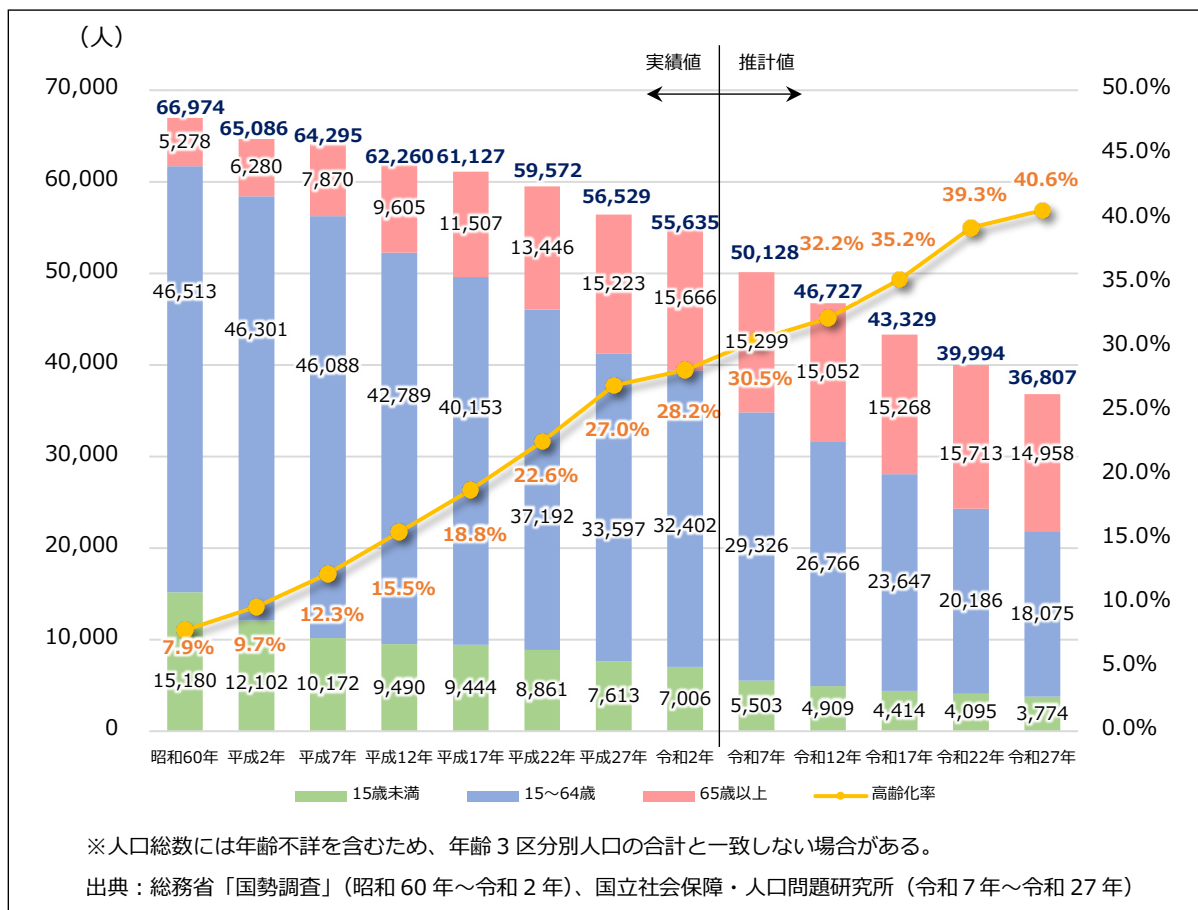
引用：都市計画マスタープラン

図1-1 高石市の位置

(2) 人口

1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は昭和60年(1985年)より減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、今後も少子高齢化は進行していくことが予想されます。

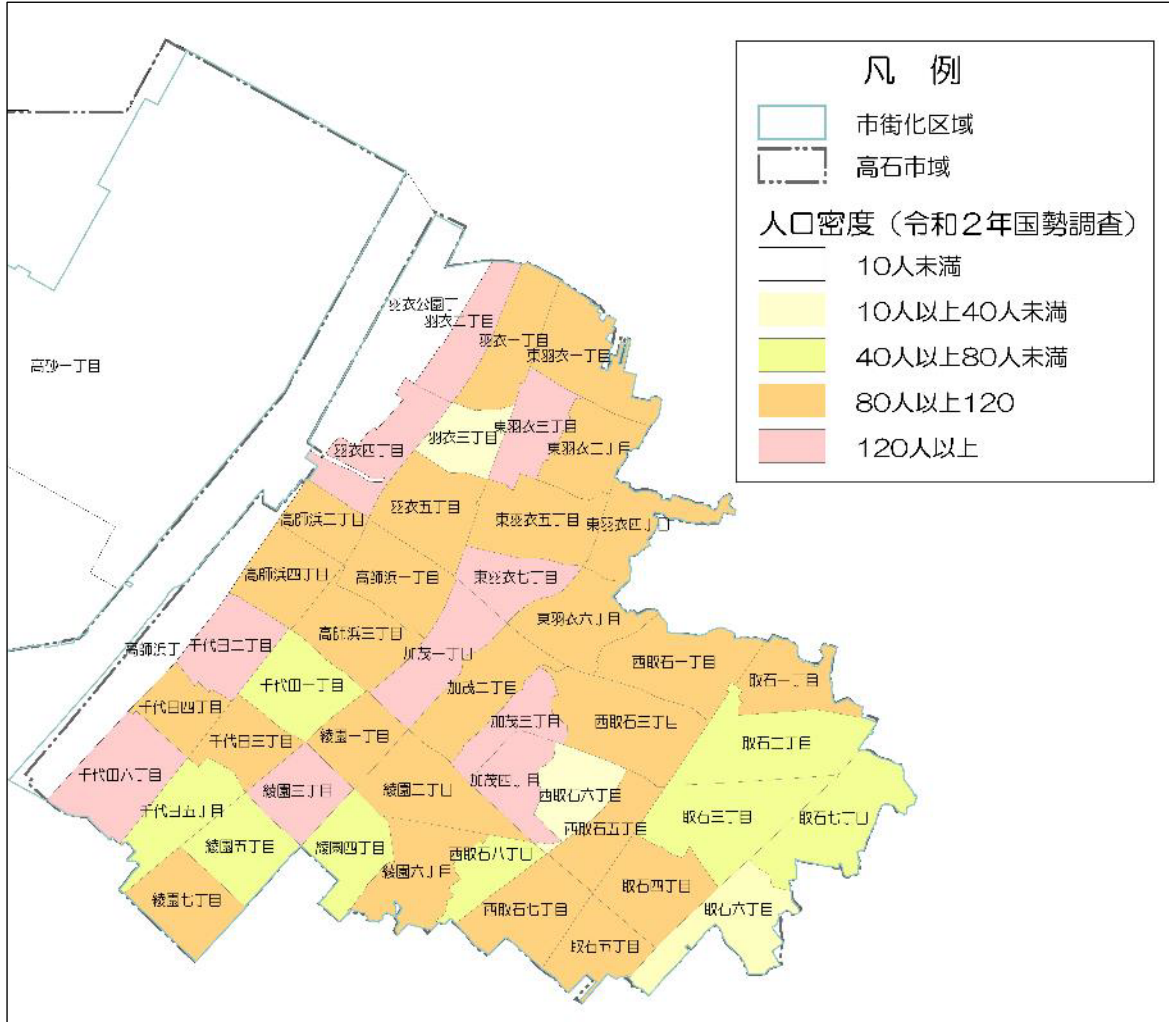


引用：都市計画マスタープラン

図1-2 人口推移

2) 人口の集積状況

令和2年(2020年)時点の市街化区域の内陸部における人口密度は、多くの地域で80人/ha以上となっています。DID(人口集中地区)の目安である40人/haを下回る地域は、居住地がない高砂、南高砂、高師浜丁といった臨海部や、緑地(浜寺公園や鴨公園等)に限られます。



出典：総務省「国勢調査」(令和2年)

図1-3 人口密度分布図

3) 障がい数の状況

障がい者数の状況を、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数で見ると、令和3年(2021年)時点で、身体障害者手帳所有者が2,237人、療養手帳所有者が517人、精神障害者保健福祉手帳所有者が600人となっています。各手帳所有者の総人口に占める割合は6.0%※です。

※手帳の重複所有者数は考慮しない割合のため、参考値を示す。

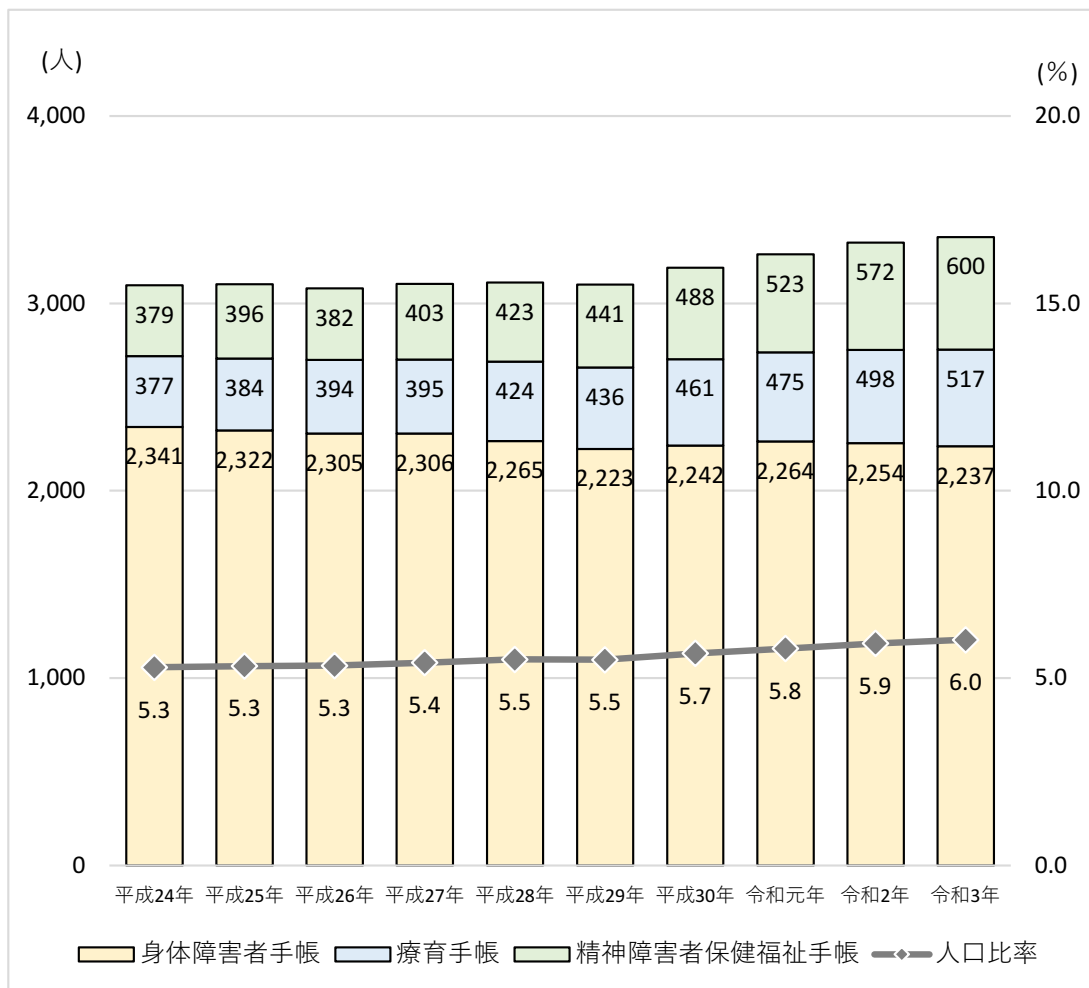


図1-4 障害者手帳所有者数の推移

1-2 上位計画・関連計画

(障害者等の移動・交通に関する項目は下線で表示)

(1) 上位計画

1) 第5次高石市総合計画（令和3年3月策定）の概要

●計画期間

令和3年(2021年)から令和12年(2030年)

●基本構想

都市目標:「人間都市・高石」

基本理念:「みんなが輝く 育みと健幸の住みよいまち」

●基本計画

目標1:明日の担い手を育む

目標2:みんなで支え合い、健やかに過ごせる

⇒障がいのある人に住みよいまちづくり

目標3:安全・安心で快適に暮らせる

⇒安全で利便性の高い人にやさしいまちづくり

※鉄道駅のバリアフリー化の推進

※歩道のバリアフリー化、自転車レーン等設置の道路改良事業の推進

目標4:人を惹きつける魅力と活力があふれる

目標5:持続可能なよりよい未来へつなぐ

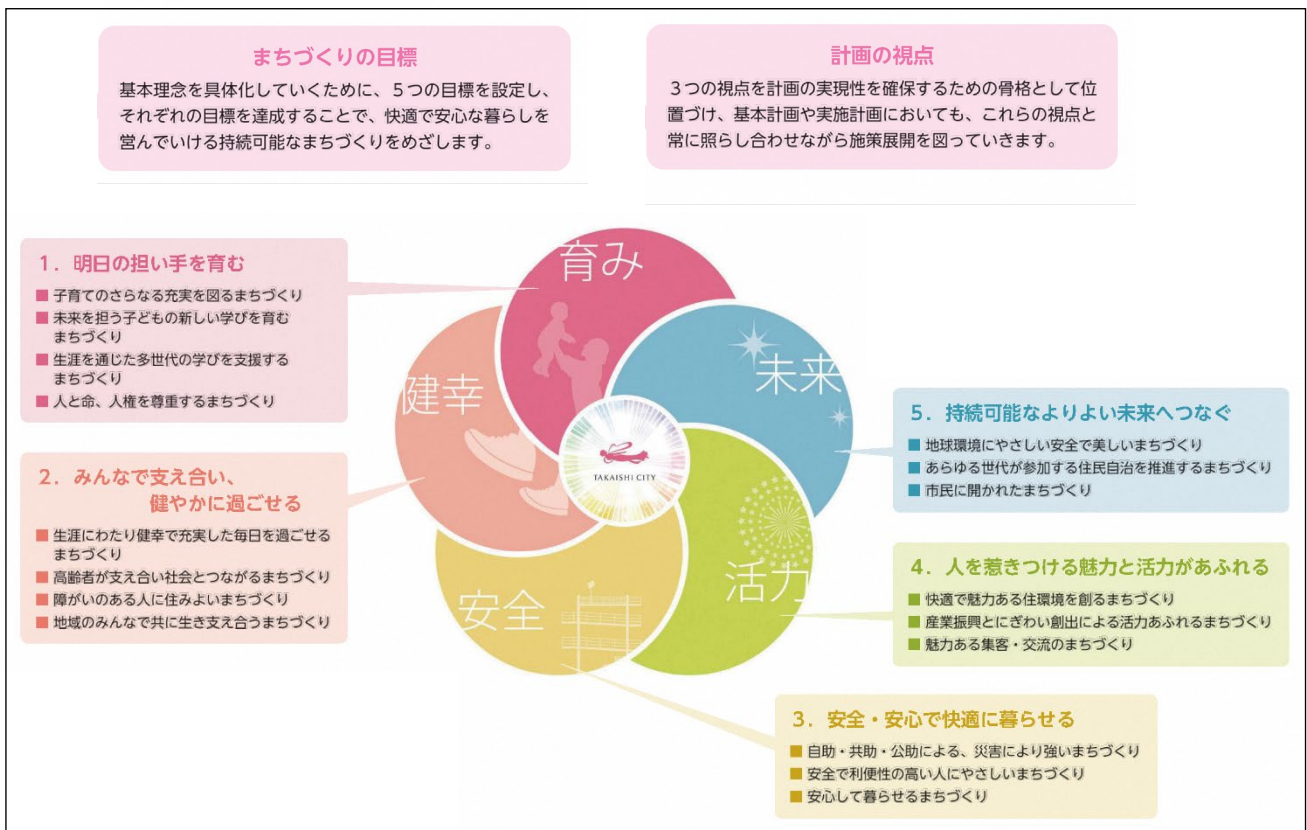
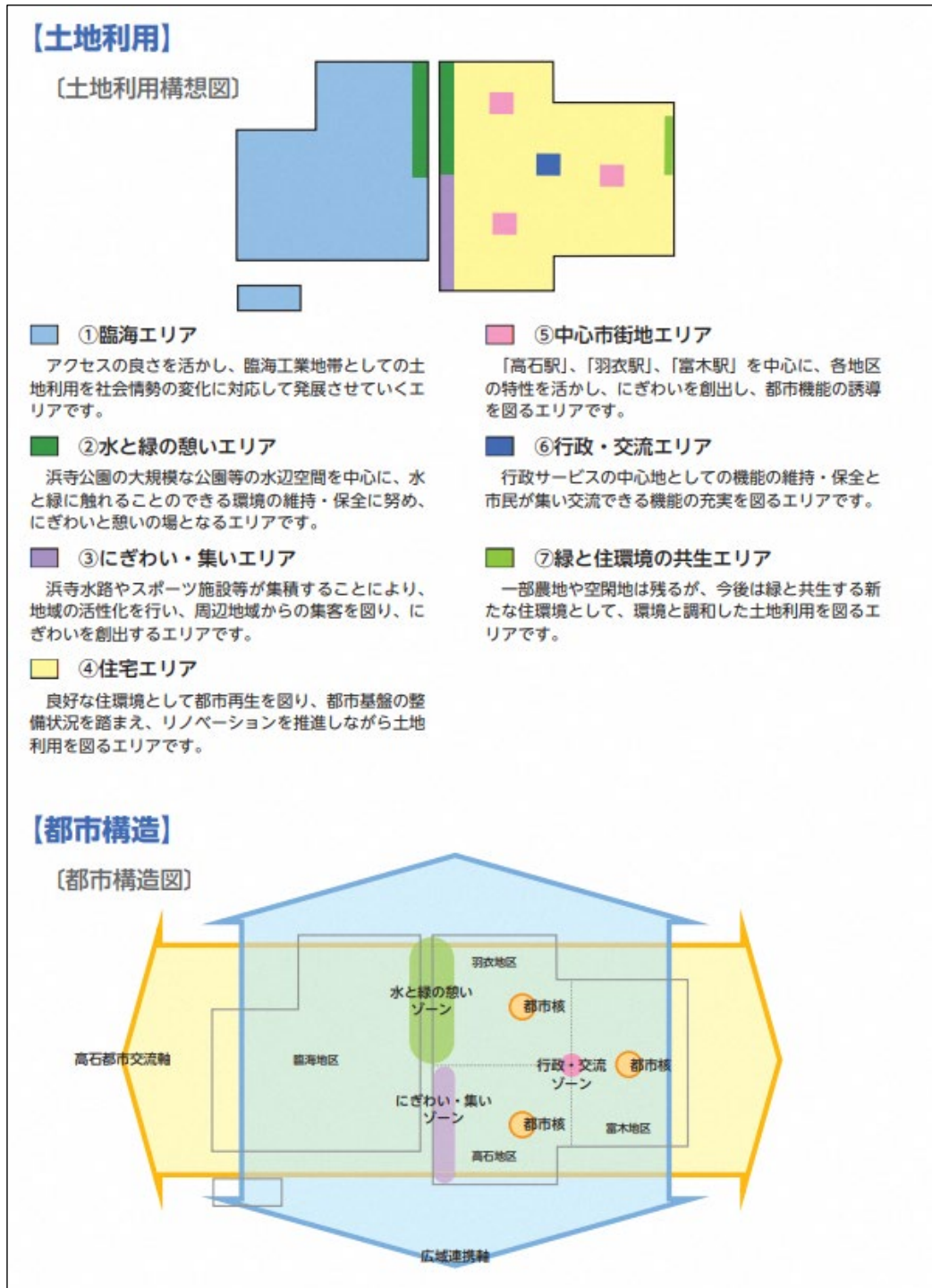


図1-5 基本計画の目標

引用：第5次高石市総合計画

●土地利用と都市構造

- ・コンパクトな市域を有効かつ計画的に活用し、快適で安心な暮らしを営んでいける持続可能なまちづくりをめざすために、エリアを設定。
- ・「高石駅」、「羽衣駅」、「富木駅」を中心とした3つの地域の中で歩いて行くことのできる範囲での生活圏を形成するため、周辺都市との連携による「都市軸」、各種都市機能が集積し本市の玄関口となる「都市核」、個性的な土地利用を活かした拠点となる「ゾーン」からなる都市構造を設定。



引用：第5次高石市総合計画

図1-6 土地利用構想図及び都市構造図

2) 都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）の概要

●計画期間

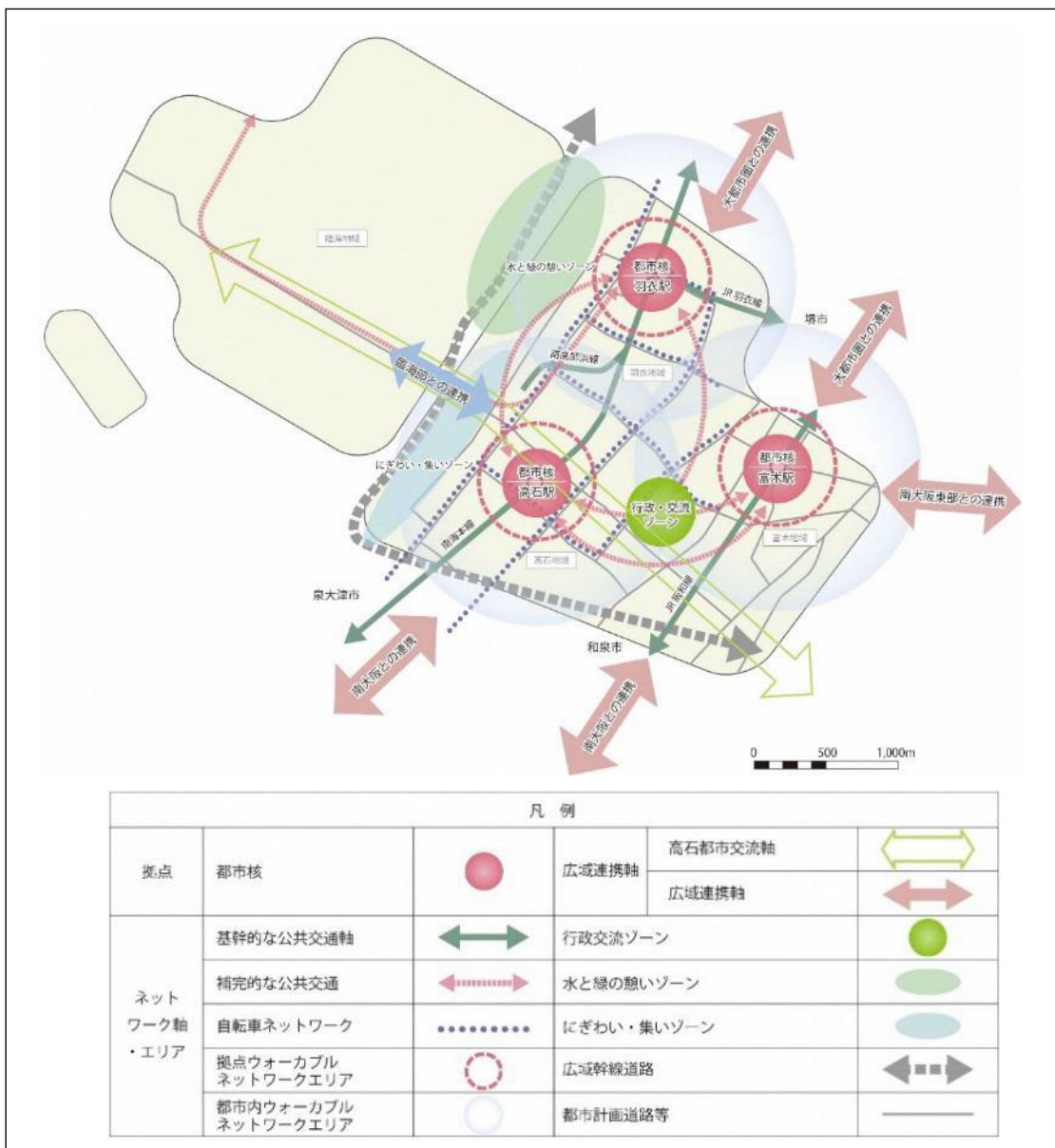
令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）

●都市づくりの目標

- ①持続可能で主体的な都市づくり
- ②安全で安心な都市づくり
- ③快適で居心地のよい都市づくり
- ④賑わい・活力が未来につながる都市づくり

●将来の都市構造

- ①都市をつなぐ広域的な都市軸の形成
- ②3つの都市核の形成と、特徴的な生活圏の充実
- ③都市核及び市内のネットワーク形成



引用：都市計画マスタープラン

図1-7 将来の都市構造図

3) 立地適正化計画（令和4年3月策定）の概要

●計画の策定期間

目標期間:平成29年度(2017年度)から令和18年度(2036年度)

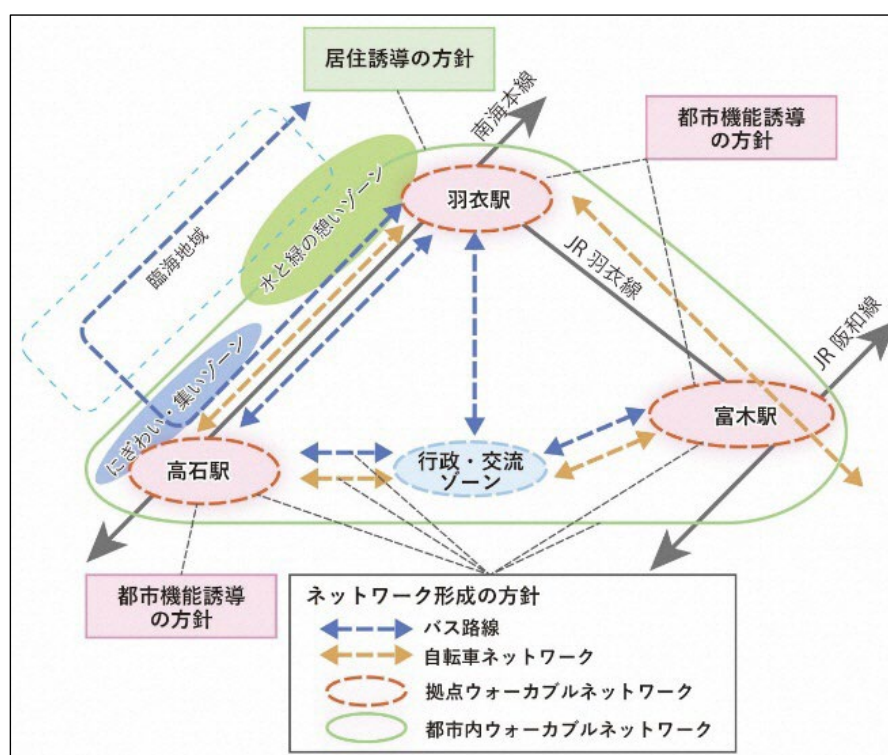
計画期間:令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)

●立地適正化の基本的な方針(ターゲット)

- ①地域の特性を踏まえた都市核の形成
- ②駅を中心とした居住地域の維持
- ③「“健幸”のまち」を目指した、歩いて暮せるまちづくり
- ④低未利用地や空き家、空き店舗の活用による都市活力の向上
- ⑤安全・安心な都市の形成に向けた防災まちづくり

●誘導・ネットワーク形成の方針(ストーリー)

- ①誘導・ネットワーク形成の方針の考え方



引用：立地適正化計画

図1-8 誘導・ネットワーク形成の方針のイメージ

②都市機能誘導の方針

・高石駅周辺

⇒広域的な商業・業務・サービス機能、全市民の利用を想定した文化・交流機能、並びに子育て支援等の日常生活の利便性を高める都市機能の誘導を促進します。

⇒居心地がよく歩きたくなるまちなかを目指した都市核としての拠点性の向上を図ります。

・羽衣駅周辺

⇒地域周辺に立地する大学や専門学校等の教育施設や地域、民間事業者等の官民連携による交流拠点づくりを推進します。

⇒駅周辺の都市基盤のバリアフリー化等、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進しま

す。

・富木駅周辺

- ⇒隣接市の大規模商業施設の立地エリアまでを捉えた上で、地域の居住利便性を高める都市機能の誘導を促進します。
- ⇒駅を中心とした、日常生活において居心地がよく歩いて楽しめる駅前空間を創出していくことを目指します。

③ネットワーク形成の方針

- ・3駅の都市核を中心とした限られた日常生活圏を形成しているコンパクトな都市です。
- ・都市核への徒歩やバス、自転車でのアクセス利便性も一定確保されています。
- ・各都市核において、地域特性を踏まえたその地域ならではの居心地がよく歩きたくなるまちなかを実現するため、高齢者や障がい者など、誰もが居心地よく快適に暮らすことができるウォーカブルな環境づくりにおけた取組を推進します。

表 1-1 各エリアにおけるウォーキングネットワークのイメージ

エリア	イメージ
高石駅周辺	集積している多様な都市機能と連携するとともに、駅前広場や高架下空間、駅周辺の市有地・民有地、旧紀州街道沿道やエリア内の空き家・空き地を活用した多様な担い手による取組が連携し、エリアとしての居心地がよく歩きたくなる環境の創出を目指します。
羽衣駅周辺	交通利便性の高い立地を活かした商業・サービス機能や交流機能を集積し、それらの都市機能と連携した教育機関や民間事業者等による官民連携による交流拠点づくりを中心に居心地がよく歩きたくなる環境づくりを目指します。
富木駅周辺	隣接する商業施設へのアクセス性を高めるとともに、駅周辺に誘導する都市機能を含めた居心地がよく歩きたくなる環境の創出を目指します。
その他	浜寺公園や芦田川ふるさと広場、鴨公園等、市内の憩いのエリアや都市核がネットワークされる“健幸”ウォーキングロードの整備を推進します。



引用：立地適正化計画

図 1-9 “健幸”ウォーキングロードのイメージ（「スマートウェルネスシティたかいし」基本計画）

(2) 関連計画

1) 第3次高石市障がい者計画（令和2年3月策定）の概要

●計画の期間

計画期間:令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)

●基本理念

「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくりよう やさしいまち」

○すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として基本的人権を有し、かけがえのない個人として尊重される共生社会の実現

○障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、自立と社会参加の実現をめざしたやさしいまちづくりの推進

●基本的な視点

①個人としての尊厳の尊重

②自立と社会参加の促進

③地域生活の支援

④安全・安心なまちづくりの推進

⇒障がいのある人が、安心して移動し、生活を送ることができるよう、道路などのバリアフリーを促進し、防犯や防災、交通安全などの取り組みを充実していきます。

2) 第2期高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）の概要

●計画の期間

計画期間:令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)

●基本目標

①子どもを産み育てやすい環境を整える

②地域が稼ぎ、働きやすい環境を整える

③いつまでも健幸にすごせる環境を整える

⇒高齢者が出かけやすいまちづくりを推進する

・高齢者が出かけやすいまちづくりとして、南海中央線の延伸や駅舎のバリアフリー化を進めます。

④人が集い、住みたくなる環境を整える

1-3 公共交通の状況

(1) 鉄道

1) 鉄道ネットワーク

鉄道は、JR阪和線、JR羽衣線と南海本線、南海高師浜線が通っており、大阪、和歌山、関西国際空港等を結んでいます。市内には6駅あります。



図1-11 鉄道ネットワーク図

2) 鉄道各駅一日平均利用者数の推移

市内において、一日あたりの平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅は、南海羽衣駅、南海高石駅、JR東羽衣駅、JR富木駅となっています。

平成24年から令和元年の一日平均利用者数の推移をみると、高石駅、羽衣駅、東羽衣駅は微増傾向にありますが、その他は横ばい傾向です(令和2年と3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため減少)。

表1-3 一日平均利用者数の推移(鉄道駅)

(人)

年度	南海				JR	
	羽衣駅	高石駅	伽羅橋駅	高師浜駅	東羽衣駅	富木駅
平成24年	19,629	9,598	1,641	1,617	9,572	7,824
平成25年	20,612	9,620	1,654	1,630	9,908	8,018
平成26年	20,489	9,462	1,595	1,629	9,998	7,882
平成27年	20,992	9,652	1,545	1,649	10,246	8,008
平成28年	21,610	9,900	1,567	1,631	10,400	8,088
平成29年	21,807	9,959	1,532	1,631	10,382	8,002
平成30年	22,227	10,131	1,544	1,652	10,452	7,940
令和元年	22,319	10,173	1,538	1,697	10,562	7,796
令和2年	17,983	8,203	1,220	1,266	8,834	6,416
令和3年	20,077	8,624	1,225	1,342	9,400	6,562

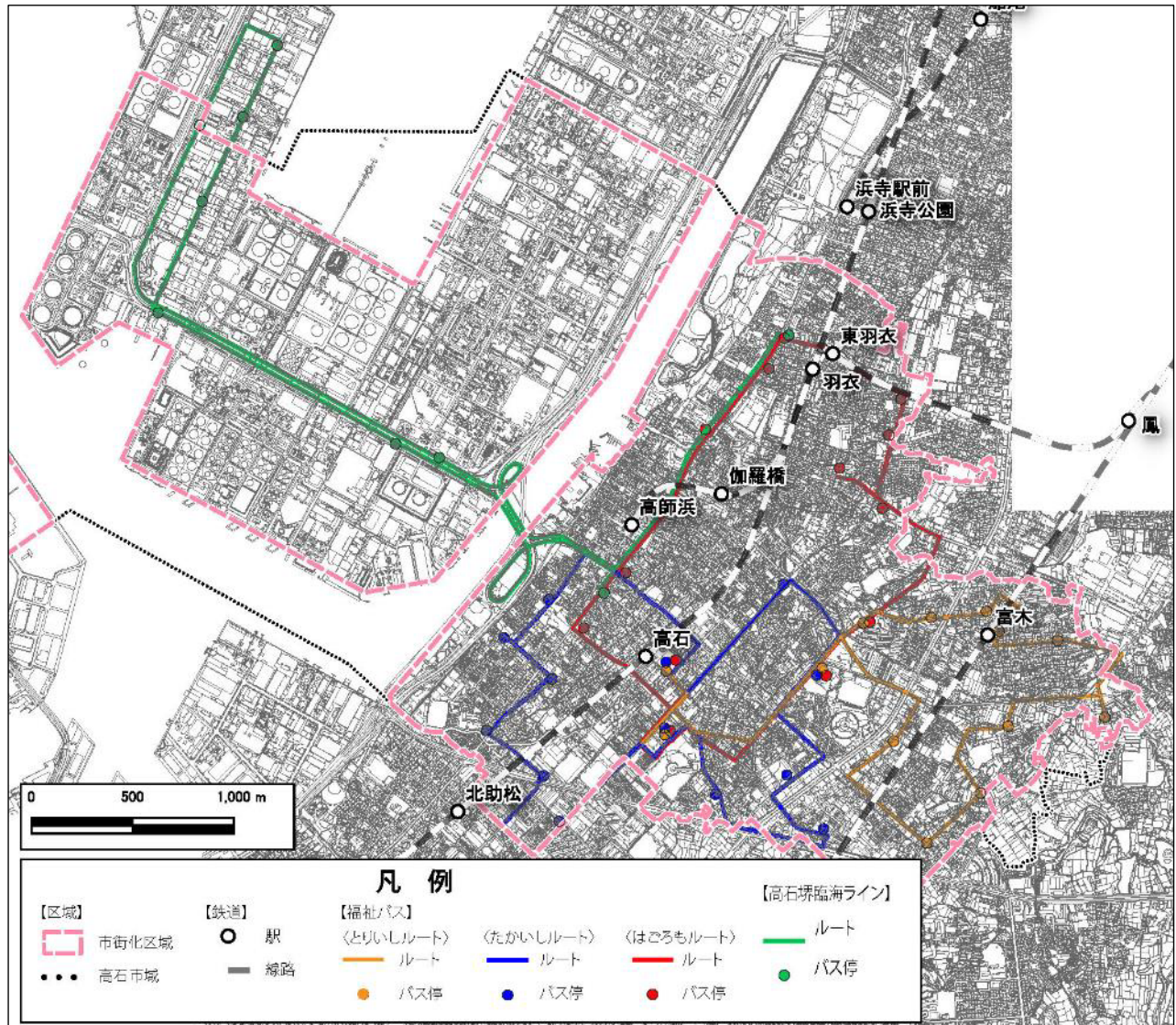
出典：(南海)南海ハンドブック

(JR) 大阪府統計書 ※乗車人員を2倍した数値を利用者数としている

(2) バス

1) バスネットワーク

バスの状況は、市が運行している市内循環の福祉バスが3ルートあります。また臨海地域の事務所への通勤輸送の手段として、平成29年からは一般路線バスが民間事業者により運行されています。

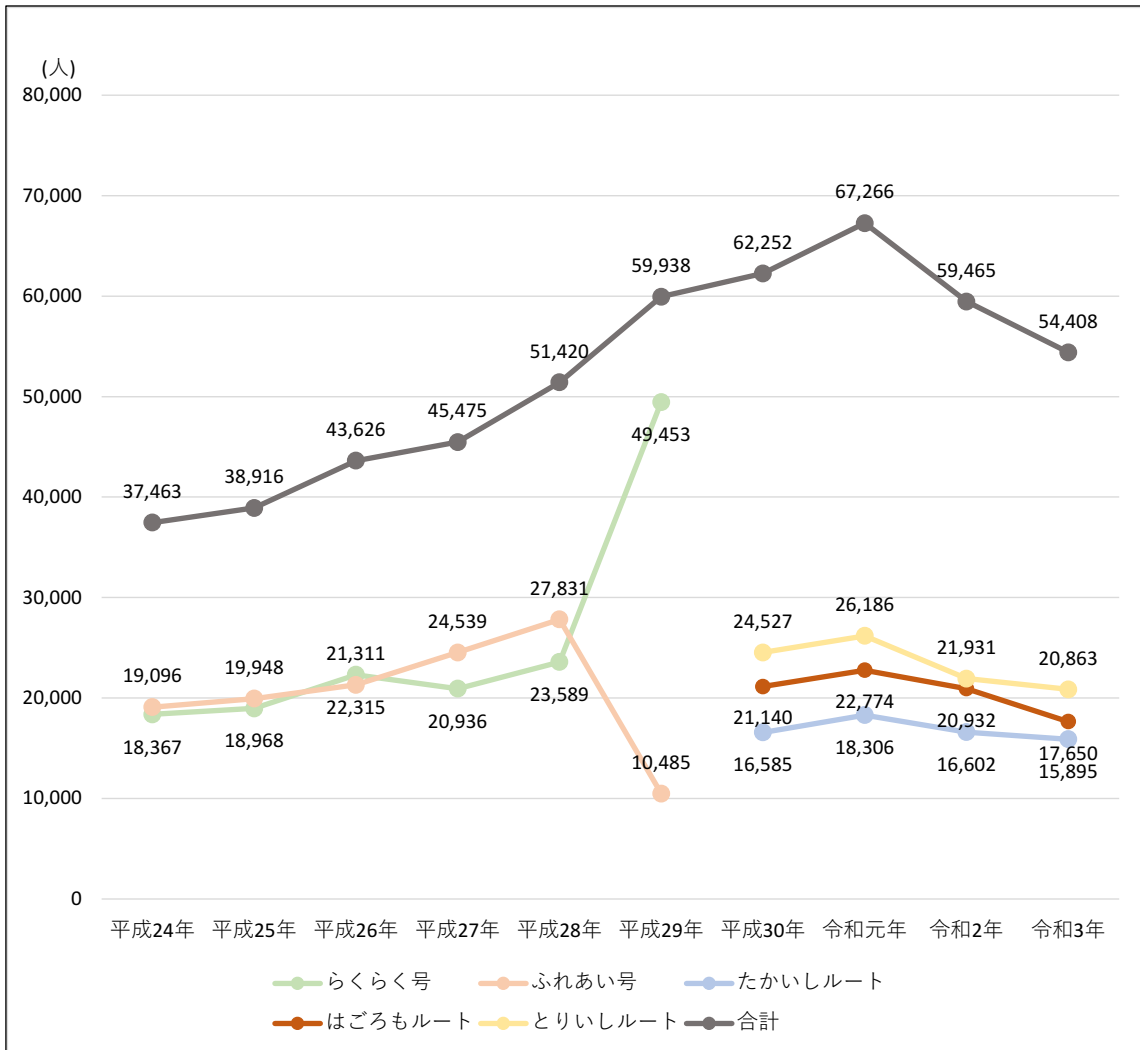


出典：立地適正化計画

図1-12 バスネットワーク図

2) 福祉バス利用者数の推移

福祉バスの利用者数の推移は、運行路線の改善等により年々増加傾向にあります(令和2年と3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため減少)。



※福祉バス：60歳以上、障がい者や介添者、妊婦、乳幼児を連れた方等が無料で使用可能
引用：立地適正化計画

図1-13 利用者数の推移（福祉バス）

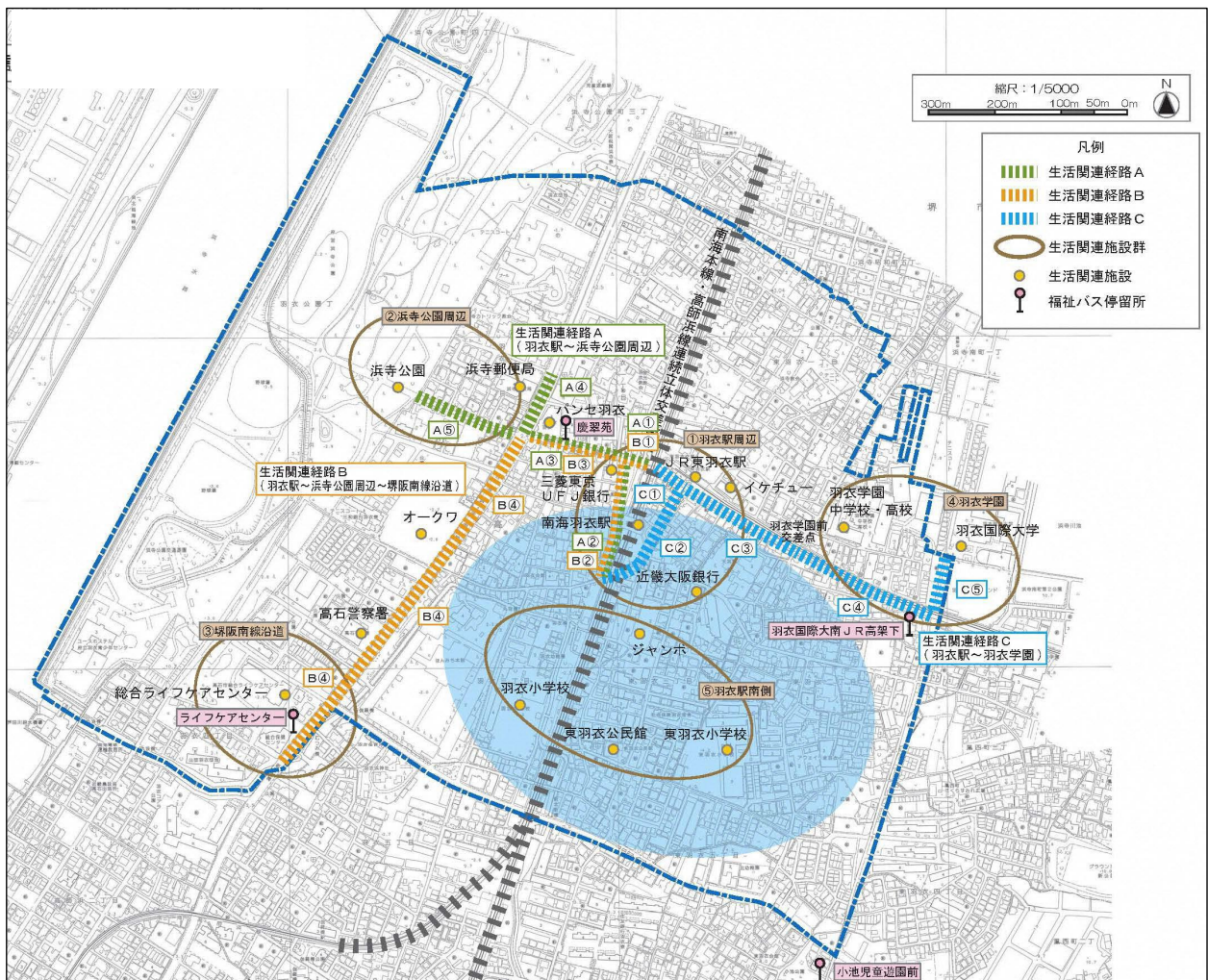
第2章 羽衣駅・高師浜線周辺地区の現状

2-1 羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の進捗状況

(1) これまでの取り組み

羽衣駅周辺地区において、平成25年7月に羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定しています。

羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想では、重点整備地区、生活関連経路、生活関連施設を設定し、鉄道駅や道路改良等を特定事業に位置づけてバリアフリー化を進めてきました。なお、構想期間、事業の目標年次とも令和5年度に期限を迎えます。



引用：羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

図2-1 生活関連経路説明図と面的バリアフリー区域

(2) 羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想における特定事業の進捗状況

基本構想における特定事業やその他の事業に関する進捗状況は以下のとおりです。

表2-1 特定事業（公共交通特定事業）

事業箇所	整備主体	整備内容	整備時期			進捗状況	具体的な取り組みの内容	
			H25 ~ H27	H28 ~ H29	H30 ~ R5			
南海 羽衣駅	南海電 鉄	高架化に伴う 駅舎整備	→			完了	令和3年5月 駅高架化に合 わせて完了	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 拡幅改札口の整備 触知案内板の設置 柵内エレベーターの整備 通路の整備 多機能トイレの設置、旅客ト イレの整備・改良 構内案内サインの設置・改良 音声案内誘導整備 ホーム転落防止対策として、 ホーム内方線整備
JR 東羽衣駅	JR西 日本	駅周辺事業に 合わせた駅舎 改修整備	→			完了	平成28年度よ り使用開始	<ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレ（男女兼用型） 1室 階段段差識別シール 触知案内板（駅構内・トイレ） 音声音響装置（改札口・ホー ム階段・お手洗い） 遅延情報配信ディスプレイ 内方線付き点状ブロック バリアフリー対応券売機 エレベーターの設置
福祉バス	高石市	利用改善にむ けた検討	→			完了	平成29年3月 完了	・利用しやすいようバス停の 位置を検討
		バス停表示改 良	→			完了	令和2年4月 完了	・バス停表示板をルート毎に 色を変え利用者が見やすい ものを作成
		羽衣駅への乗 入れ	→			完了	令和3年7月 完了	・バス停「羽衣駅北」を追加

表 2 - 2 特定事業（道路特定事業）

事業箇所	整備主体	整備内容	整備時期			進捗状況	
			H25 ~ H27	H28 ~ H29	H30 ~ R5		
羽衣停車場線 A①B①（南海本線～ 羽衣駅前西線） A③B③（羽衣駅前西 線～堺阪南線）	大阪府	舗装補修の実施	→			継続	随時実施
羽衣停車場線 A①B①（南海本線～ 羽衣駅前西線）	高石市	違法駐輪等の撤廃にむ けた取り組み	→			継続	随時注意喚起等を実施
	高石市	道路照明のLED化	→			継続	羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する
		歩道幅員の拡幅	→			継続	羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する
		視覚障がい者誘導プロ ックの設置	→			継続	暫定整備
		駅前広場を含め誘導サイ ン(歩行者用案内板) 整備	→			継続	羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する
羽衣停車場線 A③B③（羽衣駅前西 線～堺阪南線）	高石市	違法駐輪等の撤廃にむ けた取り組み	→			継続	随時注意喚起等を実施
	大阪府	歩道部の段差解消（セ ミフラット化など）に むけた検討実施	→			継続	沿道店舗の高さ及び歩 道幅員等を踏まえると セミフラット化は困難 な状況
羽衣駅前線 C①	高石市	違法駐輪等の撤廃にむ けた取り組み	→			継続	随時注意喚起等を実施
		道路照明のLED化	→			完了	整備済み
		歩道幅員の拡幅	→			継続	羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する
		歩道部の段差解消（セ ミフラット化など）に むけた検討実施	→			継続	羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する
		視覚障がい者誘導プロ ックの設置	→			継続	暫定整備
	駅前広場を含め誘導サイ ン(歩行者用案内板) 整備	→			継続	羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する	
高石市	違法駐輪等の撤廃にむ けた取り組み	→			継続	随時注意喚起等を実施	
羽衣駅前線 C③	高石市	違法駐輪等の撤廃にむ けた取り組み	→			継続	随時注意喚起等を実施
堺阪南線 A④（浜寺郵便局～羽 衣停車場線） B④（羽衣停車場線～ 総合ライフケアセンタ ー）	大阪府	歩道の改善	→			継続 完了	A④：未実施 B④：令和元年度電線共 同溝工事に合わせて実 施
		視覚障がい者誘導プロ ックの設置	→			継続 完了	A④：未実施 B④：令和元年度電線共 同溝工事に合わせて実 施
		道路照明のLED化	→			継続	管内道路照明灯のLED 化事業にて随時実施

事業箇所	整備主体	整備内容	整備時期			進捗状況
			H25 ～ H27	H28 ～ H29	H30 ～ R5	
	高石市	歩行者用案内板の整備	→			継続 羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する
羽衣停車場線ほか A①B①（南海本線～ 羽衣駅西側線） A②B②（羽衣駅東側 線～羽衣停車場線） C①（南海本線～羽衣 駅東側線） C②（羽衣駅前線～南 海本線）	再開発 組合・ 大阪府	市街地再開発事業に伴 う拡幅など整備の実施	→			継続 羽衣駅前周辺道路整備 に合わせて整備する
羽衣停車場線 A③B③（羽衣駅西側 線～堺阪南線）	大阪府	段差解消にむけた検討 実施	→			継続 沿道店舗の高さ及び歩 道幅員等を踏まえると セミフラット化は困難 な状況

表 2-3 特定事業（建築物特定事業）

事業箇所	整備主体	整備内容	整備時期			進捗状況	
			H25 ～ H27	H28 ～ H29	H30 ～ R5		
パンセ羽衣	高石市	多機能トイレの改良 触知案内板の設置	→			完了	整備済み
東羽衣公民館	高石市	多機能トイレの改良 触知案内板の設置	→			完了	整備済み

表 2-4 特定事業（交通安全特定事業）

事業箇所	整備主体	整備内容	整備時期			進捗状況	
			H25 ～ H27	H28 ～ H29	H30 ～ R5		
全生活関連経路	公安委員会	音響式信号機の設置 要望	→			継続	要望なし
		信号機のLED化	→	→		継続	管内信号100カ所のうち49カ所を実施済み
		老朽化した道路標識 の高輝度標識への交換	-----→			継続	順次実施

表 2-5 その他事業

事業箇所	整備主体	整備内容	整備時期			進捗状況	
			H25 ～ H27	H28 ～ H29	H30 ～ R5		
東羽衣駅連絡横断歩道橋	再開発組合・高石市	歩道橋の設計 歩道橋の整備	→		→	完了	令和元年8月完了
自転車駐車場	高石市	南海本線高架化に併せた再整備			→	継続	羽衣駅前周辺道路整備に合わせて整備する（令和8年完了予定）

2-2 鉄道駅のバリアフリー状況

南海羽衣駅、JR東羽衣駅については、エレベーターの設置、多機能トイレの設置、音声音響装置の設置等、バリアフリー化されています。

南海伽羅橋駅、高師浜駅についてはバリアフリー化のため、今後駅舎の改築を予定しています。

○南海羽衣駅



拡張改札口



多機能トイレ



触知案内板（改札口）



手すり（触知案内）



エレベーター



ホーム転落防止（内方線付き点字ブロック）

○JR東羽衣駅



拡張改札口



多機能トイレ



触知案内板（改札口）



手すり（触知案内）



エレベーター



ホーム転落防止（内方線付き点字ブロック）

第3章 高石市のバリアフリー基本方針

3-1 バリアフリー基本方針

(1) バリアフリーの考え方

本市は第5次総合計画で「みんなが輝く 育みと健幸の住みよいまち」という基本理念を設定し、都市目標「人間都市・高石」をめざしています。その実現のためには、障がい者、高齢者、妊婦や乳幼児連れの人など、誰もが社会的障壁を感じることなく、出かけやすい共生社会をめざします。

総合計画におけるまちづくりの目標として「安全・安心で快適に暮らせる」、「みんなで支え合い、健やかに過ごせる」を掲げており、すべての人にとって住みよいまちづくり、安全で利便性の高い人にやさしいまちづくりをめざし、施策を展開しています。

本市のバリアフリーの考え方は、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児連れ、外国人等が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアをつくらないことが必要と考えます。すなわち、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するバリアフリーを推進します。

(2) バリアフリー推進の基本理念

国の方針に基づくユニバーサル社会の実現に向けて、誰もが社会的障壁を感じる事のない共生社会をめざし、バリアフリー推進の基本理念を設定します。

バリアフリーが支えるコンパクトシティ 高石

3-2 バリアフリーの整備方針

本市のバリアフリーの整備方針を以下のように設定します。

(1) 駅を中心として、すべての人が安全・安心に移動できる生活空間の整備

駅を中心として、施設や経路をバリアフリー化することにより、市民や来訪者、すべての人が安全に安心して、円滑に移動できる生活空間を確保します。

幹線道路の整備に加えて、駅周辺の生活道路や通学路についても、路肩の拡幅やカラー舗装の整備、点字ブロックの適正な維持管理、幅員の狭い道路では一方通行化の検討などに取り組み、安全な歩行空間の確保に努めます。

(2) すべての人が使いやすい生活施設（建築物や公園、路外駐車場）のバリアフリー

暮らしを支える生活施設のバリアフリー化を進めるため、施設等の整備にあたっては、以下の基準等に準拠するものとします。

建築物は、新築・増築・用途変更等をする場合（基準適合義務の対象となる建築物）、用途・規模に応じ、バリアフリー法（建築物移動等円滑化基準）及び大阪府福祉のまちづくり条例で定める基準に基づき整備を進めます。

公園は、自転車の走行禁止の徹底や、車いすが通行しやすいよう出入口や段差の解消など、バリアフリー法（都市公園移動等円滑化基準）に基づき整備・管理に努めます。

路外駐車場についても、車いすを使用している方が円滑に利用することができるよう、新設等の際にはバリアフリー法（路外駐車場移動等円滑化基準）に基づき整備に努めます。

表3-1 施設等のバリアフリー化基準

バリアフリー法	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通移動等円滑化基準 ・建築物移動等円滑化誘導基準 ・道路移動等円滑化基準 ・都市公園移動等円滑化基準 ・路外駐車場移動等円滑化基準
大阪府条例	大阪府福祉のまちづくり条例

(3) 災害時のバリアフリー

本市の防災・災害対応については高石市地域防災計画（令和3年3月）において、市民の生命・身体および財産を守るため様々な取り組みを定めています。日頃からの取り組みとしては、防災マップの作成・配布により本市で想定される災害への理解、避難行動の周知啓発を行っており、毎年9月には南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施しています。訓練では、障がい者や高齢者等にも参加を促し、避難経路の確認や訓練時に経路上の課題の抽出に組み込み防災力の向上を図っています。また避難路となる道路については、機能確保並びに避難行動の阻害要因等の除去など必要な道路環境整備を推進します。指定避難所となる公共施設では、施設内通路やトイレなどのバリアフリー化を踏まえた整備・改善に努めます。

3-3 心のバリアフリーの推進

(1) 若者から高齢者までが集い、互いに支え合う心のバリアフリー

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、すべての人が互助・共助の習慣を身に付け一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。

障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児連れ、外国人等、それぞれが持つ状況の理解と配慮ができるよう、互いに理解を深め、支え合う心のバリアフリーを進めます。

【心のバリアフリーを体現するためのポイント】

- 障がいのある人への社会的障壁*を取り除くのは、社会の責務であるという障害の社会モデル*を理解すること。
- 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないように徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションをとる力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

※社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となるような、社会における事物（階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物等）、制度（障がいを理由に、資格・免許等の取得を制限する等）、慣行（会議で点字資料や手話通訳がないこと等）、観念（障がいのある人への差別や偏見等）などその他一切のものをいいます。

（出典：障害者基本法 第2条定義を参照）

※障害の社会モデル

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障害の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方です。

（出典：「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）

(2) 市民、事業者、行政等の連携

市民、事業者、行政がそれぞれの責務を認識し、協働によるまちづくりを進めます。相互の意見と要望をより具体的な計画に反映させ、障がい者や高齢者等、すべての人が暮らしやすい成熟した地域へと発展させていきます。

1) 市民の責務

心のバリアフリーは互助・共助で実現する市民の責務です。バリアフリーの共生社会の実現において、市民一人ひとりが心のバリアフリーを具体的な行動にしていけることが大切です。

【心のバリアフリーの具体的ないくつかの行動】

- バリアに気づき、自分ができていることを考え、行動を起こす。
- まずは自身の周囲に気を配り、多様な人々の困りごとや痛みを察知できる力を養う。
- 障がいのある方とのコミュニケーションを積極的に行って、何が必要なかを理解する。
- 困っている人やその痛みに気づいても無関心を装ったり遠慮したりはせず、具体的な行動を起こす。
- バリアフリーに関する会議や研修などに積極的に参加する。
- バリアフリーについて、考え続ける。

2) 事業者の責務

施設管理者等職員やスタッフに対し、高齢者、障がい者等への理解促進と適切なコミュニケーションの向上を図ります。

3) 行政の責務

教育、福祉部局等と連携し、啓発活動や福祉教育の推進を行うとともに、市民に心のバリアフリーを啓発します。

3-4 高石市全体における地区の位置づけ

本市域の内陸部は、高石駅、羽衣駅、富木駅の主要3駅を中心にコンパクトな生活圏が形成されています。都市計画マスタープランでは、「高石駅周辺都市核」、「羽衣駅周辺都市核」、「富木駅周辺都市核」が設定されており、本市のバリアフリー検討区域においても3つの都市核を基本としてゾーンを設定します。

表3-2 ゾーンの設定

羽衣駅・高師浜線 周辺地区	南海羽衣駅、JR東羽衣駅、南海高師浜線が交差する交通結節点です。また本地区は、福祉施設、大学、商業施設が集積しています。バリアフリー化を重点的に進める地区として設定します。
高石駅周辺地区	職・住・遊と交わるまちとして文化・交流機能等の集積が進んでいます。高石駅周辺地区について、面的なバリアフリー検討地区として設定します。
富木駅周辺地区	新技術と環境と居住が融合するまちとして、居住に関わる商業・サービス機能や生活関連サービス機能、福祉機能等の集積を進めています。富木駅周辺地区についても、面的なバリアフリー検討地区として設定します。

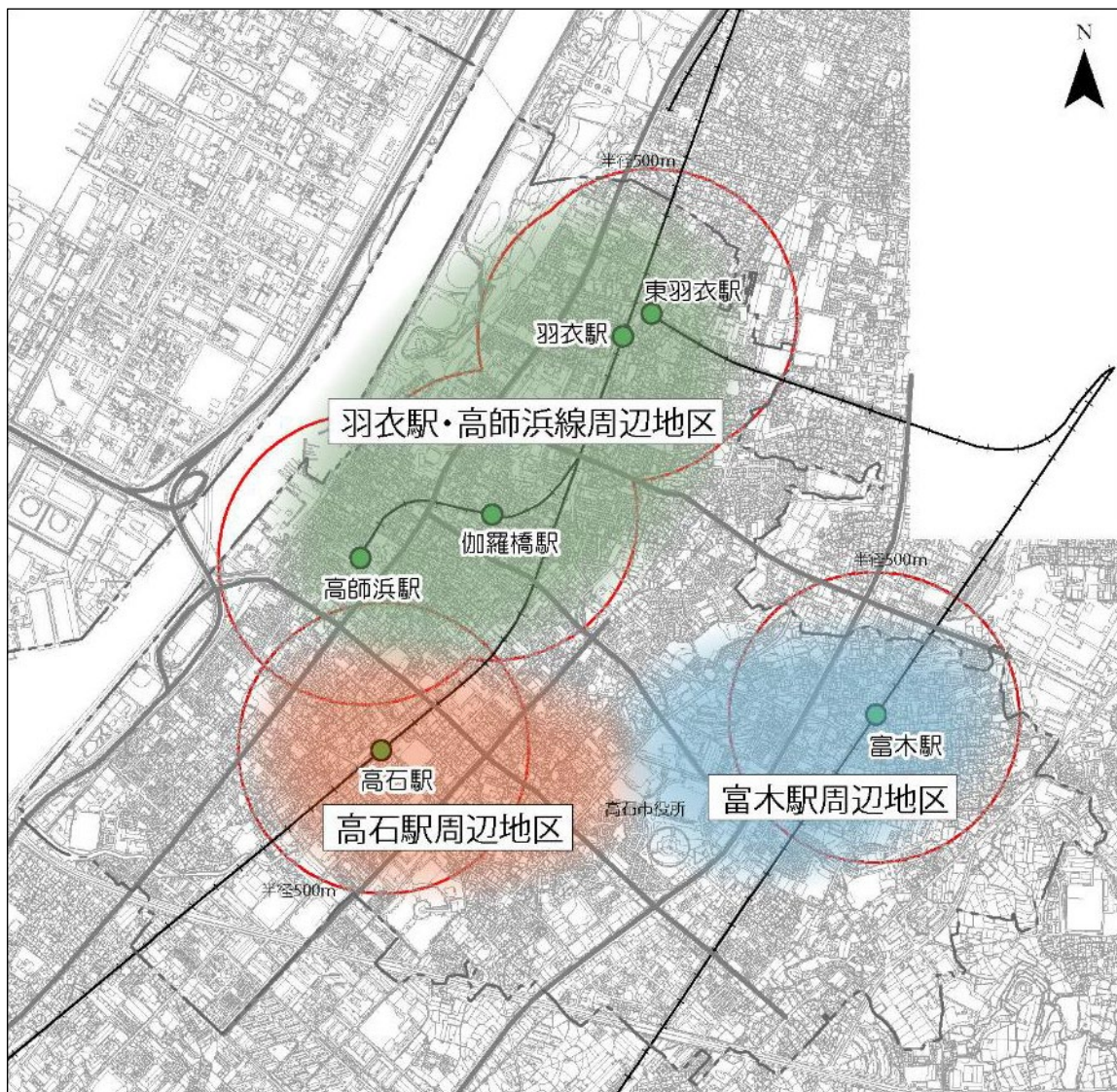


図3-1 ゾーンの設定

第4章 重点整備地区の設定

4-1 重点整備地区（優先順位の高い地区）の設定

効果的にバリアフリーを実現するため、本市のバリアフリー検討区域の3ゾーンのうち、南海本線・高師浜線連続立体交差事業の完了が近づき周辺の環境が変わることに合わせて、羽衣駅・高師浜線周辺地区を重点整備地区に設定します。

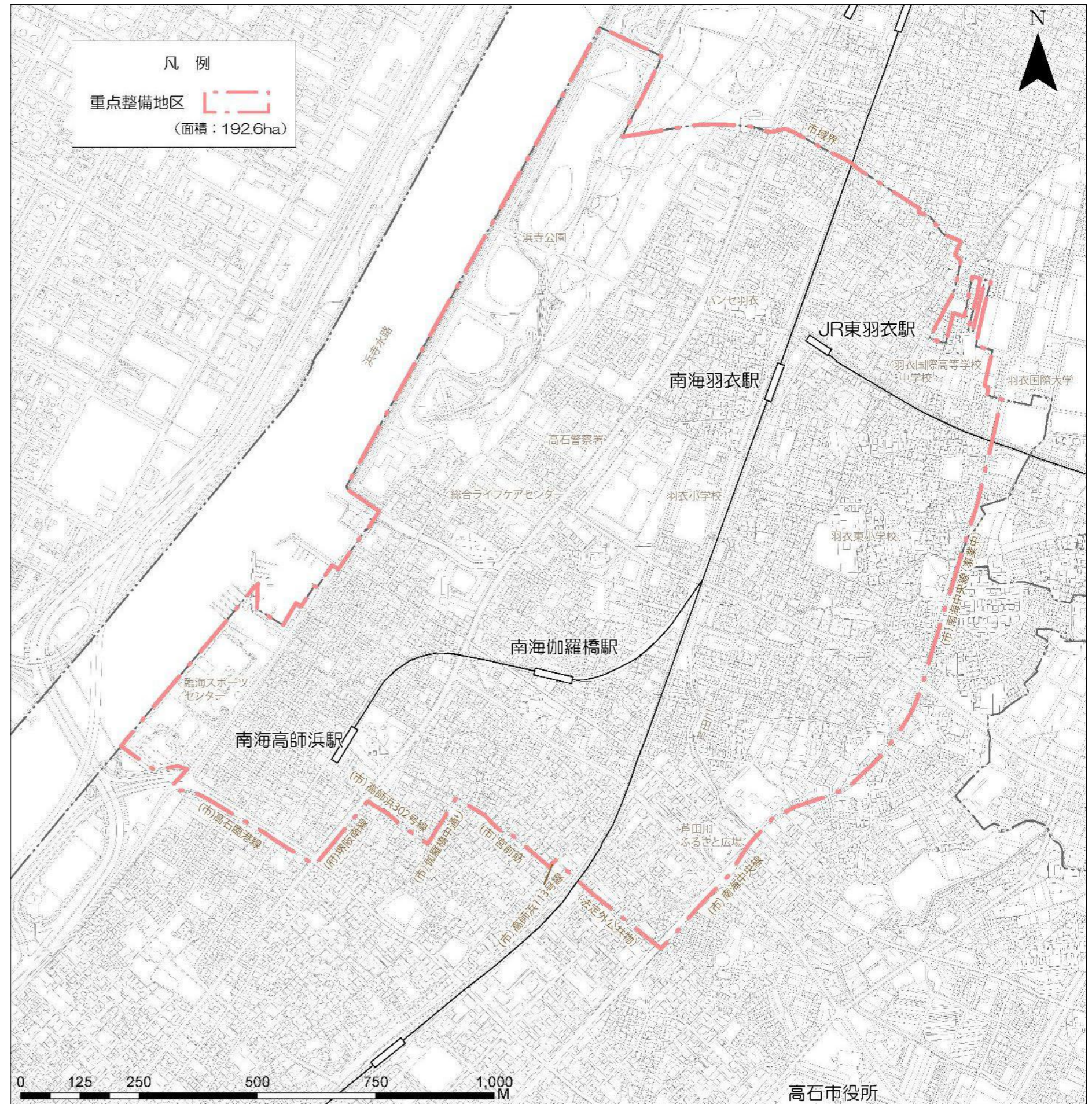


図4-1 重点整備地区の設定

4-2 地区のバリアフリーに関する現状把握

(1) まち歩きの実施

1) まち歩きの目的

重点整備地区内の道路や鉄道駅、施設等に関するバリアフリー上の課題を把握するため、実態調査を行いました。

2) まち歩きの実施概要

・開催日時:令和4年10月11日(火)10時~12時


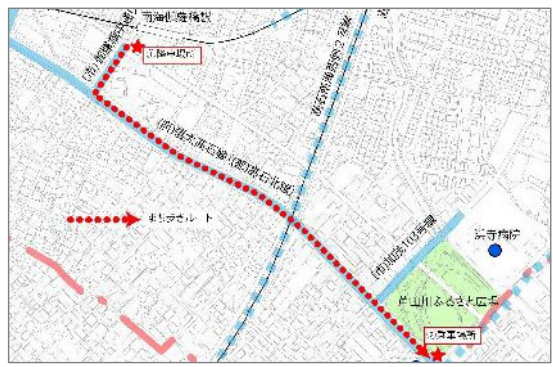

・出席者:羽衣駅・高師浜駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 委員21名

○まち歩き

・事前にまち歩きのポイントを確認し、羽衣駅班、伽羅橋駅班、高師浜駅班の3グループに分かれ、それぞれのまち歩きを行いました。

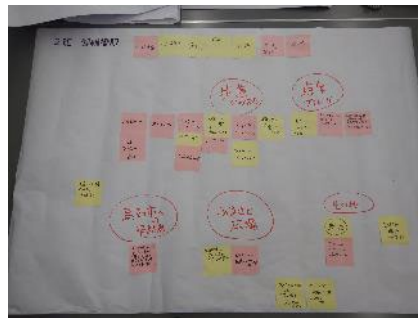
・移動することにおいて、問題だと思われる箇所等を確認し、写真を撮影しました。

表4-1 まち歩きのルートと確認ポイント

班	ルート	確認のポイント
1班 羽衣駅・東羽衣駅班		<ul style="list-style-type: none"> ・南海羽衣駅：構内のバリアフリー整備状況（改札、多機能トイレ、エレベーター等） ・東羽衣駅連絡横断歩道：エレベーターや点字ブロック、手すり等 ・道路：歩道の状態、点字ブロック、段差等
2班 伽羅橋駅班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路：歩道の状態、点字ブロック、段差、信号等 ・芦田川ふるさと広場：段差、スロープ、トイレ等
3班 高師浜駅班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路：歩道の状態、点字ブロック、段差、信号等 ・臨海スポーツセンター：入口までのアクセス状況等

○ワークショップ

- ・グループ毎にまち歩きを行ったルート内における課題箇所について、付せん等を用いて課題点の記述を行いました。
- ・グループでまとめた後、各班代表より発表しました。



ワークショップの様子

3) まち歩きワークショップにおける意見のまとめ

		場所	意見要約	位置
ハード (SASU施設)	駅	羽衣駅	エレベーター出口に南北方向などのアナウンスがあるとよい 駅の構造が点字の地図ではわかりにくい	
		高師浜駅	トイレやエレベーターなどバリアフリー整備をお願いしたい	
		伽羅橋駅	駅入口の案内板が見にくい	
	道路	(府) 羽衣停車場線	歩道に点字ブロックがない	①
			歩道に段差がある	②
			看板が歩道にはみ出ているところがある	商店前等
		(府) 堺阪南線	信号の音声識別がわかりにくい	③
			点字ブロックが割れている	④
			側溝蓋がすべりやすい	
		(府) 信太高石線 (高石北線)	歩行者、自転車の交通量が多くて危ないと感じる 車道の自転車レーンが狭いので、歩道を走行される	⑤
			雑草があると、視覚障がい者の杖がとられて危険	
			日陰が少ない(街路樹が少ない)	
			点字ブロックが劣化している	⑥
			歩道の中央にポールがあって、車いすでは通りづらい	⑦
		(府) 信太高石線 (高石南線)	歩道が狭く、車いすでは危険なので通行できない	区域外A
		東羽衣駅連絡横断歩道橋	階段の踏面と蹴上の色合いが弱視者にはわかりにくい。	⑧
		(市) 伽羅橋中通り	舗装が劣化している	⑨
			伽羅橋駅付近の歩行者用信号がない	⑩
	(市) 高師浜302号線、高師浜402号線	歩道がない	⑪	
	高師浜中通り	路肩(片側)が狭い	⑫	
車の通り抜けが多い				
高石臨港線	(舗装) インタープロッキングを施工以来、一度も改修をしていない	⑬		
	勾配がきつい			
高師浜205号線	段差、横断歩行に支障が生じる	⑭		
	歩道が狭い			
高師浜線側道	歩道が狭く、利用者が少ない	⑮		
施設	臨海スポーツセンター	スポーツセンターへの案内がない		
	芦田川ふるさと広場	公園の多機能トイレ、オストメイト用、ベビーラックがない。	⑯	
		入口部の歩道にポールが乱立している。車いすではぎりぎりの幅	⑰	

	場所	意見要約	位置
その他	駅のバリアフリー整備	基準通りつくればそれでいいというものではなく、現状ではわかりにくい場合もある。さらに使いやすいするために、基準を超えてでもさらにいいものをつくる努力が必要	
	点字ブロック	狭路部分で点字ブロックがあるところで、点字に車いすがとられて電柱にぶつかることが市内にはある	
	歩道の段差	市内の道路では、歩道の段差がまだ多い	
	施設	市内にはバリアフリー対応の診療所、医院が少ない	
	高石市役所のHP	市役所のホームページに「アクセス」欄がない。引越して初めて来庁する人、駅から来る人がわかりにくい	
	避難の案内サイン	避難場所へのサインがわかりにくい	
	災害時の避難	災害時に避難しようと思っても、道が地震などでガタガタになっていれば避難できない →助け合うことができればいい	
運用（心のバリアフリー）	協働のしくみ	お金をかけなくてもできる事を考えないといけない。道路整備はお金がかかることなので こういったバリアフリーを考える会議へ多くの市民に参加してもらいたい	

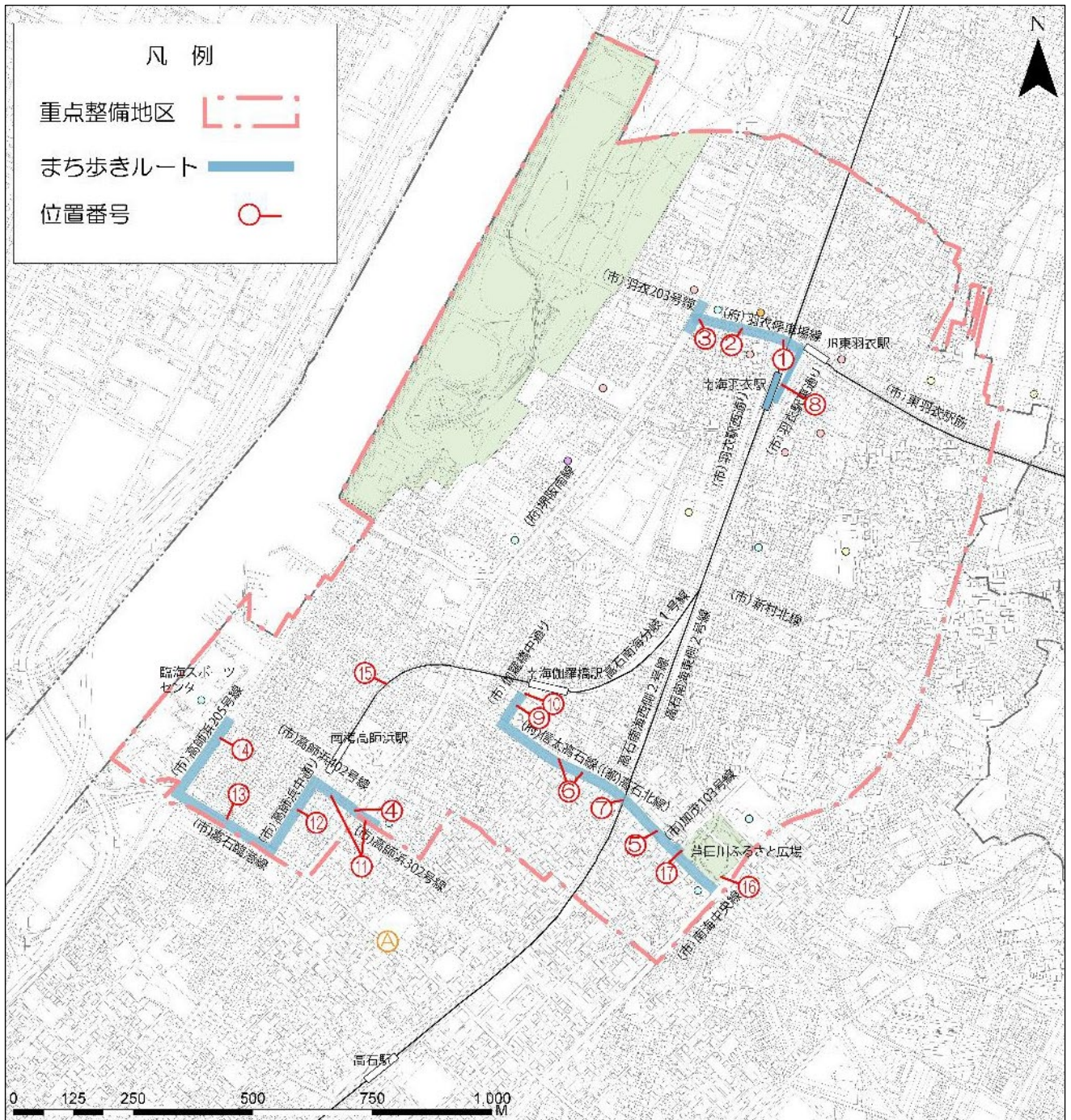


図4-2 まち歩き・ワークショップ指摘箇所図

(2) 歩道等の課題の整理

羽衣駅、東羽衣駅周辺は、南海本線・高師浜線連続立体交差事業や羽衣駅前地区第一種再開発事業に伴い、バリアフリー対策を進めています。また、(府)堺阪南線についても、歩道改善事業により歩道のバリアフリー化が進められています。

一方で、早期の道路拡幅が困難な(府)羽衣停車場線や(市)東羽衣駅筋については、放置自転車や歩道部に看板が置かれている等の課題があり、市民への啓発も含めて歩道のバリアフリー化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

伽羅橋駅周辺は、(府)信太高石線(高石北線)では歩道が整備(南海本線側道交差部は除く)されていますが、一部で点字ブロック等の劣化が見られます。また自転車通行のマナー(自転車レーンがあるものの、歩道を自転車が通行する)についても課題となっています。

高師浜駅周辺は、(市)高石臨港線や(市)高師浜205号線に歩道が設置されていますが、段差や勾配がきつい等の課題があります。

住宅地内の道路については、歩道がない部分では、歩行空間(路側帯等)の確保を図り、路側帯がある部分では、放置自転車や側溝、電柱への対応策の検討が必要となっています。



(府)堺阪南線



(府)羽衣停車場線の歩道



東羽衣駅連絡横断歩道橋



(市)加茂103号線



(府)信太高石線



(市)伽羅橋中通り



(市)高石臨港線



(市)高師浜205号線



(市)高師浜中通り

4-3 生活関連施設について

(1) 生活関連施設とは

生活関連施設とは、「高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことです。

生活関連施設は、公共、民間を問わず、様々な施設が該当します。そのため、生活関連施設を選定する際は、以下の項目を考慮する必要があります。

【生活関連施設の選定のポイント】

◎常に多数の人が利用する施設を選定する。

⇒旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、商業施設や公園等は、高齢者や障がい者だけではなく、妊産婦等（妊産婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多い施設。

◎高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する。

⇒障がい者支援施設、福祉サービス施設、老人福祉センター、地域活動支援センター等の高齢者、障がい者等の利用が多い施設。

(2) 生活関連施設の設定

利用状況や立地場所等を考慮して、以下の施設を本基本構想における生活関連施設として設定します。

表4-2 生活関連施設の設定

種類	生活関連施設
旅客施設	南海羽衣駅 南海伽羅橋駅 南海高師浜駅 JR東羽衣駅
官公庁等	高石警察署
福祉施設等	パンセ羽衣（慶翠苑・羽衣公民館） 総合ライフケアセンター（総合保健センター、診療センター、母子健康センター、きゃらの郷） 東羽衣公民館 中央公民館 浜寺病院 高石病院 臨海スポーツセンター
教育施設	羽衣小学校 東羽衣小学校 羽衣国際大学 羽衣学園高等学校・中学校
商業施設	浜寺郵便局 三菱UFJ銀行羽衣支店 関西みらい銀行羽衣支店 オークワ高石羽衣店 じゃんぼ食鮮館羽衣 日之出屋羽衣店
宿泊施設	ホテルルートイン大阪高石羽衣駅前
公園緑地	浜寺公園 芦田川ふるさと広場

4-4 生活関連経路について

(1) 生活関連経路とは

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことです。生活関連施設間を結ぶ道路、駅前広場や、建築物等における敷地内通路も対象となります。

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保する必要があります。

【生活関連経路の選定のポイント】

- ◎より多くの人々が利用可能な経路を選定する。経路上にバリアが存在し長期的に解消が困難な場合は、迂回路を設定して誘導に努めるとともに、そのバリアの改善に努める。
- ◎生活関連施設相互のネットワークを確保する。

(2) 本地区の生活関連経路の考え方

本市の羽衣・高師浜周辺の住宅地という性質上、駅から施設へのアクセスより、市街地から駅へ行くことが多いことから、駅と施設を結ぶだけでなく、利便性の高い経路を網目状に設定し、バリアフリー化を進めることによって、駅にアクセスしやすくします。

【生活関連経路の設定】

- ◎生活関連施設と駅をつなぐ路線。
- ◎エリア内の移動円滑化基準を満たした路線(将来的に整備する路線を含む)。

(3) 本地区の準生活関連経路の考え方

生活関連施設への経路や、生活関連経路をつなぐ道路のうち、住宅地の生活道路などで移動円滑化基準を満たすような整備(歩道幅員2mなど)をすることが困難な道路ではあるが、一定の歩行者等の安全性が確保でき、日常的に利用する上で有用であるものを準生活関連経路として設定します。準生活関連経路では、路肩の拡幅やカラー舗装の導入など可能な範囲で歩行空間の確保に努めます。

【準生活関連経路の設定】

- ◎生活関連経路に接続することで連続性が確保できる路線。
- ◎生活の中で、使いやすさなどを考慮して利用されることが多い路線。
- ◎現状では地形等の理由でバリアフリー化が難しいが、できるだけバリアのない道路として整備することが望ましい路線。

(4) 生活関連経路の設定

本基本構想における生活関連経路と準生活関連経路を設定します。

表 4-3 生活関連経路・準生活関連経路の設定

経路	種別	経路
生活関連経路	府道	(府) 堺阪南線 (府) 羽衣停車場線 (府) 信太高石線 ※(都) 高石北線
	市道	(市) 東羽衣駅筋 (市) 羽衣駅西通り (市) 羽衣駅東通り (市) 南海中央線 (市) 加茂103号線
準生活関連経路	市道	(市) 伽羅橋中通り (市) 高師浜302号線 (市) 高師浜402号線 (市) 高師浜中通り (市) 高石臨港線 (市) 高師浜205号線 (市) 新村北線 (市) 羽衣203号線 高石南海東側2号線 高石南海西側2号線 高石南海分岐1号線

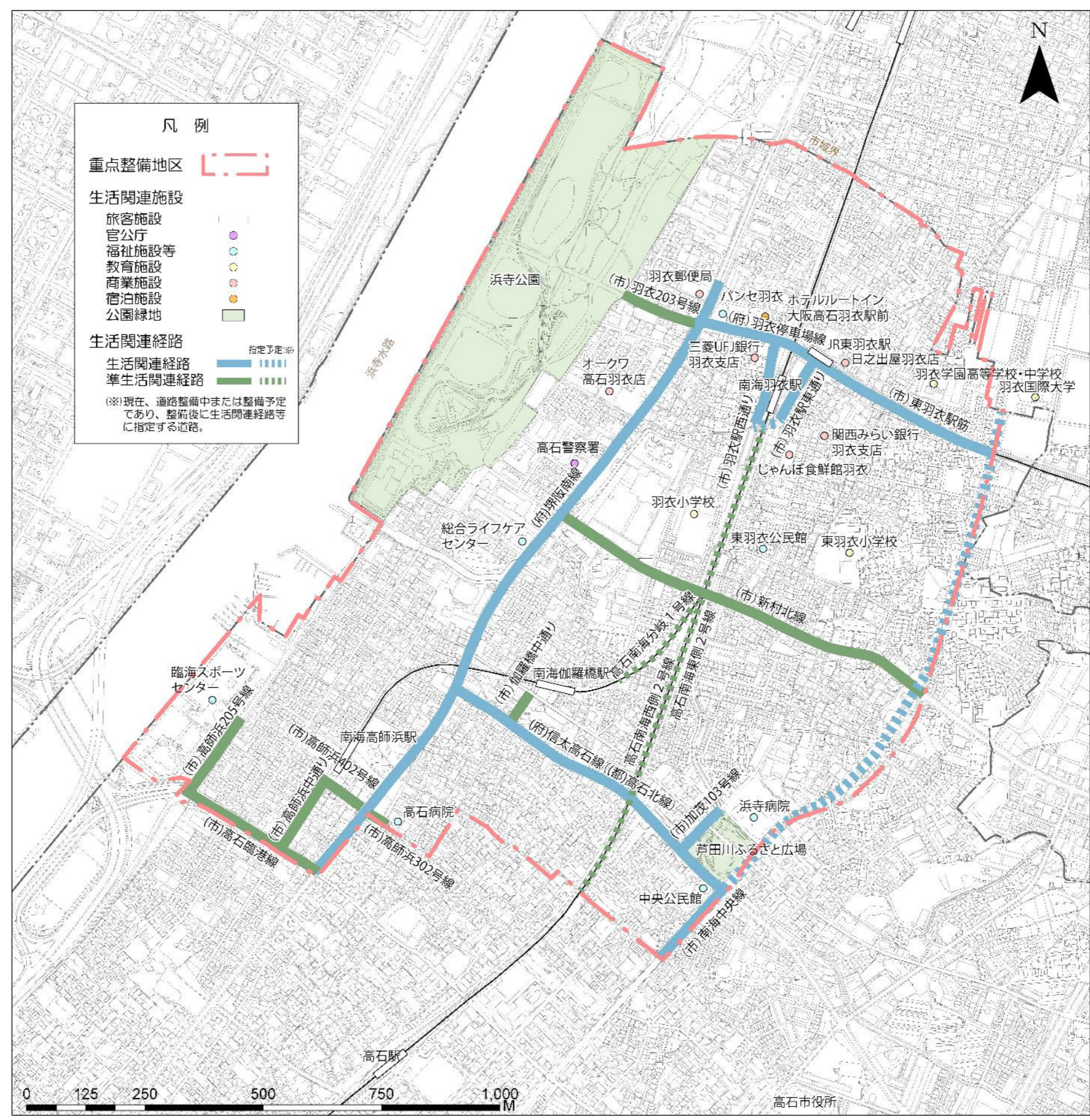


図4-3 生活関連施設及び生活関連経路の設定

第5章 特定事業に関する事項

本地区のバリアフリーの整備内容を整理します。また、今後の進捗管理にも活用していきます。整備目標時期は短期(概ね3年)・中期(概ね6年)・長期(10年以内)に分けて計画します。

5-1 公共交通特定事業

(1) 鉄道・南海電鉄

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
羽衣駅		整備済み		
伽羅橋駅	・駅出入口からホームまでの段差解消(エレベーター整備)	○	○	○
	・トイレ洋式化	○		
	・バリアフリートイレ整備	○		
	・触知案内板整備	○		
	・券売機蹴込み改修	○		
	・既存階段ガイドライン適合	○		
高師浜駅	・駅出入口からホームまでの段差解消(エレベーター整備)	○		
	・トイレ洋式化	○		
	・バリアフリートイレ整備	○		
	・触知案内板整備	○		
	・券売機蹴込み改修	○		
	・既存階段ガイドライン適合	○		

(2) 鉄道・JR西日本

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
東羽衣駅	・ホーム安全スクリーンの整備			○

(3) 駅前広場

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
南海羽衣駅前広場	・羽衣駅前周辺道路整備に合わせて整備		○	

5-2 道路特定事業

(1) 大阪府（生活関連経路）

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
(府) 羽衣停車場線	・歩道切下げ部の点字ブロック設置（横断歩道部は点字ブロック設置済み）	○		
	・歩道の段差解消（セミフラット化など）や拡幅に向けた検討			○
(府) 堺阪南線 ●羽衣停車場線～浜寺郵便局	・羽衣交差点から浜寺郵便局までの誘導用点字ブロック設置	○		
(府) 堺阪南線 ●新羽衣橋（芦田川）～高石交差点	・移動等円滑化基準に基づき歩道改善工事（電線共同溝を含む）を実施。	○	○	
(府) 信太高石線（高石北線）	・歩道切下げ部の点字ブロック設置（既設の補修含む）	○		
	・植樹帯の適正管理	○		

(2) 高石市（生活関連経路）

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
(市) 東羽衣駅筋	・移動等円滑化基準に基づき整備			○
(市) 羽衣駅西通り	・移動等円滑化基準に基づき整備		○	
(市) 羽衣駅東通り	・移動等円滑化基準に基づき整備		○	
(市) 加茂103号線	・交差点部の点字ブロックの設置	○		
(市) 南海中央線	・移動等円滑化基準に基づき整備		○	

(3) 高石市（準生活関連経路）

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
(市) 伽羅橋中通り	・歩行の障害となる電柱を移設			○
(市) 高師浜302号線	・周辺状況を勘案しながら、路肩のカラー舗装			○
(市) 高師浜402号線	・周辺状況を勘案しながら、路肩のカラー舗装	○		
(市) 高師浜中通り	・周辺状況を勘案しながら、路肩のカラー舗装			○
(市) 高石臨港線	・植樹帯の適正管理	○		
(市) 高師浜205号線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良			○
(市) 羽衣203号線	・周辺状況を勘案しながら、路肩のカラー舗装			○
高石南海東側2号線	・都市計画道路事業と合わせて整備		○	
高石南海西側2号線	・都市計画道路事業と合わせて整備		○	
高石南海分岐1号線	・都市計画道路事業と合わせて整備		○	

5-3 交通安全特定事業

(1) 大阪府（公安委員会）

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
信号・交差点	・音響信号機の設置要望があった箇所に設置 ・音響信号機の音声の明確化(交差方向の音程の工夫等)			→
	・信号のLED化			→
	・老朽化した道路標識の高輝度標識への建替・設置			→
道路	・狭路の交通運用の見直し(区画線の見直し等)による歩行空間の確保の検討			→

→ : 継続的に実施

5-4 教育特定事業

(1) 高石市

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
(市内小中学校) 福祉学習	・車いす体験 ・視野狭窄体験 ・高齢者疑似体験			→
(市内小中学校) 障がい者理解学習	・支援学級との交流			→

(2) 施設管理者等

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
(南海電鉄) 職員の教育・研修	・駅対応向上研修の実施 ・サービス介助士の資格取得 ・駅構内及び車内放送による啓発活動			→
(JR西日本) 職員の教育・研修	・バリアフリーマニュアルでの教育 ・サービス介助士の資格取得 ・「共助」の取り組みの推進(ポスター掲示等)			→

→ : 継続的に実施

5-5 その他の事業

(1) 高石市

	整備内容	目標時期		
		短期	中期	長期
東羽衣駅連絡横断歩道橋	・階段識別シートを設置	○		
自転車駐車場	・南海本線高架化に伴う再整備	○		